

[別紙様式2-1]

山村振興計画書

都道府県名	市町村名	作成年度
岐阜県	本巣市	平成27年度
振興山村名	外山村（旧本巣町の一部）	根尾村（旧根尾村）
指定番号	昭和47年（第1043号）	昭和47年（第1044号）

I. 地域の概況

1. 自然的条件

(1) 地理、地勢

本市は、平成16年2月1日に旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町、旧根尾村の3町1村が合併し、岐阜県内で18番目の市として誕生した。岐阜県の西南部の中央から北端に位置し、北部は福井県大野市、東部は岐阜市、山県市、関市と北方町、南部は瑞穂市と北方町、西部は大野町と揖斐川町に接している。

本地域は、市の総面積374.65km²の約9割にあたる333.17km²を占め、揖斐川水系の根尾川が南北に流れ、北部は能郷白山（標高1,617m）をはじめとする越美山系の連峰により福井県と境をなし、周囲を標高1,000mから1,200mの急峻な山岳に囲まれた森林地域で、根尾川に沿って僅かな平地に耕地と集落が点在する峡谷型の山村となっている。また、南部は標高700m前後の山岳が連なり、西端を貫流する根尾川流域及び北東部山岳を源とする大小河川流域に沿って、河岸段丘あるいは山腹斜面にわずかな耕地と集落が形成されている狭谷型の山村となっている。

(2) 気候

本地域は、内陸型気候で夏は蒸し暑く、冬は冷え込みが厳しく降雪量が多い。本地域内の根尾地域は、豪雪地帯の指定を受けている。

2. 社会的及び経済的条件

(1) 人口の動向

本地域の人口は、平成12年は3,845人、平成17年は3,594人、平成22年は3,263人となってお

り、平成12年から平成22年までの10年間で15.1%減少している。

本地域の高齢者（65歳以上）人口比率は、平成12年は33.0%、平成17年は38.9%、平成22年は43.2%と年々高くなっている。一方、15歳未満人口比率は、平成12年は10.9%、平成17年は9.1%、平成22年は8.4%と年々低くなっている、少子高齢化が著しく進行している。このため、担い手不足による森林、農用地などの管理機能が低下しつつある。

（2）産業構造の動向

本地域の産業別人口をみると、平成17年は、第一次産業が130人（7.9%）、第二次産業が582人（35.4%）、第三次産業が927人（56.4%）であり、平成22年は、第一次産業が123人（8.7%）、第二次産業が463人（32.8%）、第三次産業が822人（58.3%）となっている。産業別人口比率に大幅な変化は見られないが、第三次産業が約2%増加しているのに対し、第二次産業は減少しており、全体の就業人口も減少している。この産業人口の変化は、若者を中心とした人口流出や高齢化の進行、農産物の価格の低迷などによる農業の兼業化、また、長期不況や公共事業の減少などによる製造業、建設業の低迷などにより、多くの住民が安定した収入を求め第三次産業に就業していることが要因と考えられる。

（3）土地利用の状況

本地域の面積の約86%は、森林であり、そのうちスギやヒノキなどの人工林が42%を占めている。

（4）財政の状況

長期不況に加えて、生産年齢人口の減少により税収が低迷する一方、高齢者人口の増加により医療・介護サービスなどに対する財政支出が増加しており、財政状況は厳しいものとなっている。

平成25年度普通会計決算で歳入総額16,575,871千円、歳出総額15,444,052千円、実質収支544,529千円となっている。財政力指数は0.67、実質公債費比率は4.1%であり、地方交付税や起債に財源を依存している。また、経常収支比率は74.2%となっており、類似団体平均を14.5%下回っている。

II. 現状と課題

1. これまでの山村振興対策の評価と問題点

本地域は、昭和46年度に旧本巣町（旧外山村の部分）、旧根尾村が振興山村の指定を受け、それぞれ第一期から第四期山村振興計画を策定し、農林業の振興を図るとともに、道路交通網の整備や上下水道の整備など、地域住民の生活環境の向上や近代化施設の導入に取り組んできた。さらに、観光拠点施設を整備するとともに都市部との交流事業も積極的に推進し、地域の活性化が図られたところである。

しかしながら、本地域の生産基盤・道路交通網・生活環境などの整備が十分でないため、若年層が定住できる就業の場は少なく地域外へ流出することにより高齢化が進行し、地域の活力が徐々に低下するに至っているところである。

2. 山村における最近の社会、経済情勢の変化

農業については、農産物の価格低迷や農家の後継者不足と高齢化が深刻化しており、生産活動が伸び悩み、所得低下が顕著に進行している。また、建設・製造業においても、長期不況や公共事業の減少により業績が低迷している。加えて商業においても、価格競争の激化や市南部に商業施設などの出店が相次いだことにより、本地域の商店が閉店に追い込まれている。

このため、本地域内の就業・雇用情勢は厳しい状況であり、若者を中心に人口の流出が続いている状況ではあるが、都市との交流の推進により、少数ながらもU I ターン者が増加しており、地域おこし協力隊員による地域活性化の取組など、交流推進による一定の成果が見られる。

3. 山村における森林、農用地等の保全上の問題点

本地域の林業従事者は、国産材の価格の低迷などの問題はあるものの、平成17年から平成22年までの5年間で、29人から30人へとほぼ横ばい状態で推移している。

一方、本地域の経営耕地面積は平成17年から平成22年までの5年間で、84ha 減少し、農業従事者も同期間で、29人減少している。このような現状から森林の荒廃、農地の管理力低下による遊休地の増加、農地の荒廃など様々な課題に直面しており、森林、農用地の有する国土保全機能の十分な発揮に向け、農林地の効率的な保全管理技術の導入や農林産物などの利活用と併せた保全活動の推進など持続可能な仕組みの導入が急務となっている。

4. 山村における新たな課題

振興山村における課題としては、山村地域が担う多面的機能の確保を図りながら、本地域の特性や資源を生かした様々な施策を積極的に推進し、活力ある地域社会の構築と地域間格差の是正を図ることが重要課題となっている。これらの課題を解消するためには、生産基盤及び生活環境施策など格差の是正に向けた取り組みや、ここ数年特に被害が拡大している獣害に対する対策を一層推進させることが重要である。

また、地域の特性を生かした商品開発・生産、地域の魅力を生かした地域産品の販売促進や観光の振興などにより山村の活性化と定住促進が不可欠となっている。都市部の住民が、新し

いライフスタイルとして、地方での田舎暮らしや就農に憧れを抱く傾向がある中、引き続き、本地域が持つ豊かな自然・文化・歴史などの地域情報を発信し、流入人口の増加や定住化に努めるとともに、都市住民との交流施設を活用しながら、都市と農村との交流に取り組んでいくことが重要である。これは豊かな自然環境の中でゆとり・やすらぎ・ぬくもりを実感できる山村づくりの実現に繋がるものである。

III. 振興の基本方針

1. 本地域の自然的、社会的及び経済的条件の特徴と抱える問題点等

本地域は、標高 700m から 1,200m の山岳に囲まれた森林地域で、本地域を縦断する根尾川に沿って僅かな平地に耕地と集落が点在し、また、大小河川流域に沿って、河岸段丘あるいは山腹斜面にわずかな耕地と集落が形成されている狭谷型の山村である。

本地域内外を結ぶ公共交通機関には、第三セクターの樽見鉄道があるが、沿線の企業が経費を抑制するため鉄道コンテナ輸送からトラック輸送へ切替えたこと、また、農林業の衰退、公共事業の減少などにより雇用の場が少なくなったことに伴い、人口流出が進み乗客数が減少したため、経営状況は極めて厳しい状況に置かれている。

本地域内の主な道路網は、国道 157 号、国道 418 号、主要地方道関本巣線であり、本地域南部から人口 10 万人以上の岐阜市、大垣市へは約 25km の距離にあり、比較的地理的条件に恵まれているものの、部分的に狭小で曲折が多いため、日常生活に不便をきたしている。また、国道 157 号の温見峠は、急峻な道路のため常に災害が起き易く、また、冬期間は閉鎖となり通年の交通が確保できないため、福井県方面へのアクセスに大きな障害となっており、年中通行可能な道路の実現を地域住民の多くが望んでいる。

農林業従事者については、高齢化が進むとともに就業者数は減少し、遊休農地、施業放棄森林が増加傾向にあり、土地の管理水準の低下や荒廃が懸念されている。また、農地は、主に河岸段丘あるいは山腹斜面にわずかに存在しており、経営耕地面積は 164ha と少なく経営規模も極めて小さいため、生産性も低く兼業農家が約 88% を占めている。

2. 本地域の特性を生かした地域活性化の方針及び森林、農用地等の保全の方針

本地域は、「能郷白山」や「清流根尾川」に代表されるように、自然環境保全地域を含む豊かな自然と美しい景観を持つ地域であり、また、昔ながらの農村風景、田園風景など自然と人の暮らしが調和した素朴で伝統あるふるさとの原風景が残されている。また、「能狂言」や「雅楽」、「藁細工」など、歴史ある文化・伝統も受け継がれおり、これら地域の資源を活かした産業振興と、魅力ある地域づくりを通じた定住促進が、本地域の振興を図るために不可欠である。

このため、本地域の振興については、地域の個性を活かした都市との交流促進と観光振興による、魅力ある地域づくりを重点目標とする。

なお、引き続き、道路交通網や農林基盤の整備、既設の交流体験施設や観光資源を連携させた魅力ある周遊滞在型観光地づくりを進め、活力ある山村づくりの実現化を目指していくものとし、農林業と観光の振興をはじめ、豊かな自然環境を最大限活用し、ゆとりある快適な生活

環境の整備や森林・農地の保全を図るものとする。

また、各種施策の実施にあたっては、山村地域が国土保全、水源のかん養などの重要な役割を担っていることから、広く森林所有者や市民の意見を聴取し、開発と保全との調和を図るとともに、治山・治水対策、災害防止対策、森林の適正な管理のための基幹的な林道整備や間伐、除伐などの森林維持作業も引き続き推進していくものとする。

3. 山村振興の目標を達成するための主な方法

・道路交通網の整備

東海環状自動車道の整備により、新たな交通・物流・観光ルートの形成による地域の活性化が期待されているため、本自動車道（仮称）糸貫インターチェンジへのアクセス道や地域間を結ぶ幹線道路などの整備を推進する。

また、安全を確保する道路の機能を充実し、市民との協働を通して引き続き適正な維持管理に努めるとともに、橋梁についても同様に安全確保のための点検と長寿命化を推進する。

とりわけ冬季期間の交通確保は重要であり、雪に強い道路網を確立させるため、除雪対策も継続して実施する。

・産業の振興

産業構造の変化や市場環境の変化、後継者不足など厳しい状況下にあるが、各種の市独自制度を設置することにより、農作物の持続的・安定的生産供給体制を充実し、農地の保全や農村環境の維持に努め、地域内農業の安定的発展を目指す。

また、激化する地域間競争に対抗できる特産品開発として、市内農産物のブランド化を図るとともに、地産地消を推進し、安全・安心な農産物の付加価値向上を推進する。

・生活環境等の整備

上水道は、水道施設の耐震化を進めながら、計画的な更新を図り、災害に強く、安全・安心な水の安定的な供給に努める。

下水処理は、地域の特性や経済性を考慮した水洗化を進めるとともに、既存の施設の適正な維持管理を行う。

また、市民の安心・安全な生活を守るため、消防用機械器具、消防用車両、診療所の医療機器などを計画的に整備する。

・担い手の育成・確保

後継者の育成や市の独自制度を活用し、意欲的に取り組む農業従事者や新規農業従事者の支援に努める。また、基盤整備を充実し、認定農業者への農地の集約化や集落営農を推進することによって経営基盤を安定化させ、担い手の育成を図るとともに、高付加価値の農産物や農産加工品の研究・開発など、農業の6次産業化を推進することで農業経営の安定化と収益の増加を図る。

- ・森林・農地等の管理

遊休農地や施業放棄森林の発生を防止し、森林や農地が持つ公益的機能を維持するために計画的な活用と保全に努める。また、有害鳥獣から農産物などを守るため、防御や捕獲を進め、捕獲後の活用も図る。

- ・都市との交流など

豊かな自然環境や歴史的な地域資源を活かした観光施設の充実を図り、引き続き、観光協会を中心とした観光推進体制の強化を図りつつ、市の魅力をより広くPRし、交流人口の増加に努める。

また、交流・観光・体験を軸とした都市農村交流を実施し、農業体験などと観光を組み合わせた新たな観光資源の発掘に努め、来訪者が満足できるよう観光振興を図る。

IV. 振興施策

1. 振興施策

(1) 交通施策

- ・地域間の流通・連携を図るため、地域住民の生活に密着している生活道路を整備する。
- ・冬期間の交通確保のため、除雪機械による道路の維持管理を行う。
- ・交通弱者の日常の生活確保のため、本地域内のバス運行を継続するとともに、第三セクターの樽見鉄道を支援する。

(3) 産業基盤施策

- ・森林資源の育成確保を図るため、林道整備や保育、間伐事業を行う。
- ・林業従事者の減少と高齢化を踏まえ林業施業の効率化を図るため、基幹的な林道の整備（山村代行制度）を含む路網の整備を行う。

(6) 文教施策

- ・安全・安心な教育環境を整えるため、校舎などの改修・整備を行う。
- ・近年の著しい情報化社会に対処するため、教育水準の維持向上が図れるよう、情報機器の更新を行う。

(7) 社会、生活環境施策

- ・水道水の安定的な供給のため、水道施設などの整備を推進する。
- ・生活環境の向上のため、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を図り水洗化を進める。
- ・人口が減少する中で住民の安全な生活を確保するため、防火体制を充実させるとともに、消防用車両、小型ポンプ付積載車などを整備する。
- ・診療所の機能を充実させるため、医療機器などを整備する。

(10) 国土保全施策

- ・流域住民の安全を図るため、災害防除事業を行う。
- ・土地を保全し、将来における土地利用の適正化を図るために、地籍調査を実施する。

(11) 交流施策

- ・都市との交流を促進するため、恵まれた自然環境と地域資源を活用した交流・観光施設を整備する。
- ・地域観光資源の再評価をしながら「真の魅力」を向上させるとともに、地域資源の魅力を広く伝え、誘客する仕組みを整備する。

(12) 森林、農用地等の保全施策

- ・森林の保全を図るため、間伐補助事業などを実施し、適正な森林整備を図り、森林の多面的な機能確保に努める。また、農地については、中山間地域等直接支払交付金事業などを活用し、遊休地の発生防止に努める。

(14) 鳥獣被害防止施策

- ・獣害防止柵設置補助事業等を活用し、サル、イノシシなど野生動物による農作物被害の防止に努めるとともに、クマ、シカによる樹木の剥皮被害に対する被害防止対策を講じる。

2. 産業振興施策促進事項の有無

産業振興施策促進事項の記載	記入欄 (該当する欄に○を記入)
記載あり（別紙参照）	
記載なし	○

V. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本地域は、山村振興法に基づく地域指定のほか、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定に基づく特定農山村地域に指定されている。また、本地域北部は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づく積雪寒冷特別地域にも指定されている。

また、本地域内で4地区が、辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地地域の指定を受けている。

このため、振興施策の実施に当たっては、各地区辺地総合整備計画を踏まえ、地域資源を活用した多様な産業の展開や就業の機会の確保に努めるものとする。

また、本市では、平成27年度に第2次総合計画（計画期間：平成28年度から平成37年度）を作成し、今後の地域づくりの指針を明らかにしていくことから、当該指針を踏まえ各種施策を展開することとする。

さらに、本地域の一部は、岐阜県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域に指定されており、自然景観の保全と周囲の景観との調和に留意し、施策の推進を図るものとする。